

令和4年12月9日（金）

10 目 目

（常任委員会審査結果報告・質疑・討論・採決）

（委員会視察研修結果報告、議員派遣）

（議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第9番 勝山 修輔
第10番 田村 稔	第11番 津野田重一
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

3. 欠席議員

第8番 石崎 幸寛	第12番 稲見 敏夫
-----------	------------

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 海老原昌幸 書記（総務係長） 諏訪 満里
書記（主査） 根本 大成

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副町長	和田 裕二
教育長	氷室 清	総務課長	星野 光弘
企画課長	枝 博信	税務課長	保坂 武志
住民課長	田仲 有紀	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	田仲 進壽
都市建設課長	神山 雅行	建築課長	柴 光治
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	星野 和弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 議案第50号から議案第52号まで、議案第54号から議案第59号まで及び、議案第67号の常任委員会審査結果報告について

日程第2 常任委員会視察研修結果報告について

日程第3 議員の派遣について

日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程第1 議案第68号 令和4年度上三川町一般会計補正予算（第5号）

午前10時00分 開議

○議長【高橋正昭君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【高橋正昭君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【高橋正昭君】 御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は12人です。

8番、石崎幸寛君、第12番、稲見敏夫君は、欠席届が出ております。

(欠席議員 8番 石崎幸寛君、12番 稲見敏夫君)

○議長【高橋正昭君】 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【高橋正昭君】 日程に入ります。

日程第1、「議案第50号から議案第52号まで、議案第54号から議案第59号まで及び、議案第67号の常任委員会審査結果報告について」を議題といたします。

常任委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査結果報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

令和4年12月9日

上三川町議会議長 高橋正昭 様

上三川町議会総務文教常任委員会
委員長 小川 公威

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第50号 上三川町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第51号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (3) 議案第52号 上三川町職員の高齢者部分休業条例の制定について
- (4) 議案第54号 上三川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第55号 小山広域保健衛生組合規約の一部変更について
- (6) 議案第67号 工事請負契約の締結について（庁舎内部改修工事（トイレ等））

2 審査日

令和4年12月6日

3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

令和4年12月9日

上三川町議会議長 高橋正昭 様

上三川町議会産業厚生常任委員会
委員長 海老原友子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第56号 上三川いきいきプラザの指定管理者の指定について
- (2) 議案第57号 上三川町赤ちゃん誕生祝金条例の一部改正について
- (3) 議案第58号 上三川町児童医療費助成に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第59号 上三川町水道事業給水条例の一部改正について

2 審査日

令和4年12月6日

3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

○議長【高橋正昭君】 これより委員長の報告を求めます。初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。5番、総務文教常任委員長、小川公威君。

(5番・総務文教常任委員長 小川公威君 登壇)

○5番・総務文教常任委員長【小川公威君】 総務文教常任委員会の審査結果について御報告いたします。

11月30日の本会議において当委員会に付託された案件は、議案第50号から議案第52号まで、議案第54号及び議案第55号並びに議案第67号の6件であります。12月6日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果についてご報告いたします。

総務課所管の議案第50号では、定年退職前の退職した場合の一時金等の支給の有無に関する質問に対し、退職手当以外の一時金等の支給はない、との説明がありました。

議案第51号では、定年延長により職員数が増加した場合の新規採用職員の確保に関する質問に対し、60歳以降の働き方には、通常の常勤職員のほか、定年前再任用短時間勤務や高齢者部分休業取得などがあり、働き方によっては職員定数に含まれないものもあるため、新規採用職員は確保できると考

えている、との説明がありました。

議案第52号では、条例制定の目的に関する質問に対し、高齢者部分休業制度は従前からある制度で、定年の引上げ等を踏まえ、本町でも職員の加齢による諸事情に対応するためである、との説明がありました。

議案第67号では、総合評価落札方式に関する評価調書における学識経験者の意見聴取の内容に関する質問に対し、総合評価の価格点以外の評価基準が適正であるか確認している、との説明がありました。

また、4階の多目的トイレの設置に関する質問に対し、庁舎内部改修では、バリアフリーの考えの下、多目的トイレの設置を進めている。4階議場の傍聴席への階段には、車椅子用のリフトが設置されており、車椅子の利用者が想定されていることから必要である、との説明がありました。

地域生活課所管の議案第54号では、周辺住民への説明に関する質問に対し、事業者が許可申請前に、周辺住民に対して事業内容等の説明を行い、意見や質問等があった場合は必ず回答し、その内容を全て報告書として町に報告させることとしている、との説明がありました。

審査の結果、議案第50号から議案第52号まで、及び議案第55号は全員賛成により、議案第54号及び議案第67号は賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

令和4年12月9日、総務文教常任委員長、小川公威。

○議長【高橋正昭君】 次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。7番、産業厚生常任委員長、海老原友子君。

(7番・産業厚生常任委員長 海老原友子君 登壇)

○7番・産業厚生常任委員長【海老原友子君】 産業厚生常任委員会の審査結果について御報告をいたします。

11月30日の本会議において本委員会に付託された案件は、議案第56号から議案第59号までの計4件であります。12月6日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をいたしましたので、その結果について御報告をいたします。

健康福祉課所管の議案第56号では、町と上三川いきいきプラザの指定管理者との協定内容に関する質問に対し、協定は今後詳細を詰めることになるが、大幅な変更はない予定である。町が負担する30万円以上の修繕は、公募要項に記載しているため額の変更はできない、との説明がありました。

子ども家庭課所管の議案第58号では、児童医療費助成対象となる病院に関する質問に対して、町内外どこの病院でも保険診療でかかったものは対象であり、県内は現物給付となるが、県外では制度が異なるため、一旦現金で支払ってもらい後日申請により償還払いをする、との説明がありました。

上下水道課所管の議案第59号では、給水装置工事における利害関係人からの同意書又は誓約書の提出に関する質問に対し、提出は必須ではないが、給水施設が他者の土地を通過する場合又は他者の給水設備を利用する場合には当然必要なものと考えている、との説明がありました。

審査の結果、議案第56号から議案第59号まで全員賛成により、原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

令和4年12月9日、産業厚生常任委員長、海老原友子。

○議長【高橋正昭君】 常任委員長の報告が終了いたしました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

初めに、議案第50号「上三川町職員の定年等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号「上三川町職員の高齢者部分休業条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号「上三川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号「小山広域保健衛生組合規約の一部変更について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号「上三川いきいきプラザの指定管理者の指定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号「上三川町赤ちゃん誕生祝金条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号「上三川町児童医療費助成に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号「上三川町水道事業給水条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号「工事請負契約の締結について（庁舎内部改修工事（トイレ等））」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日、町長からお手元に配付のとおり、追加議案として議案第68号「令和4年度上三川町一般会計補正予算（第5号）」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 追加日程第1、議案第68号「令和4年度上三川町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第68号「令和4年度上三川町一般会計補正予算（第5号）」について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、国の第2次補正予算に基づく子育て環境整備の一環として実施されます出産・子育て応援交付金事業費について、緊急に編成したものでございます。

歳入について、国庫支出金及び県支出金で、それぞれ出産・子育て応援交付金を増額補正いたします。繰入金では、財政調整基金の基金繰入額を増額補正いたします。

続いて歳出について、衛生費にて、出産・子育て応援交付金の給付に係る事業費について増額補正いたします。

この結果、歳入歳出予算の総額に2,760万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を136億8,886万8,000円とするものでございます。

以上で、補正予算の説明を終わります。

なお、詳細につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 それでは、議案第68号「令和4年度上三川町一般会計補正予算（第5号）」につきまして、御説明いたします。

事項別明細書により歳入から御説明いたしますので、補正予算書の10、11ページをお開き願います。

2、歳入でございます。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、3目衛生費補助金1,816万6,000円の増額補正は、12月2日に成立しました国の第2次補正予算のうち、出産・子育て応援交付金として、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができる環境整備として、国からの補助金を増額補正するものであります。

第15款県支出金、第2項県補助金、3目衛生費補助金454万1,000円の増額補正につきましては、今説明しました出産・子育て応援交付金の県分の補助金を見込むものであります。第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金490万円の増額補正につきましては、同じく事業費の町負担分を見込むものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 それでは、歳出の説明をさせていただきます。12、13ページをお開きください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、10目母子衛生費、補正額2,760万7,000円の増額は、国の補正予算において支給することが決定いたしました出産・子育て応援交付金に係る費用でございます。

まず、1節報酬27万1,000円及び8節旅費9,000円は、事務補助として雇用する会計年度任用職員の報酬及び通勤手当です。11節役務費7万7,000円は、申請書等に係る郵送料及び口座振込手数料など、事務処理に係る経費を計上したものです。18節負担金、補助及び交付金の2,725万円につきましては、対象となる妊婦及び出生児に対する交付金として計上したものです。このたびの出産・子育て応援交付金の概要といたしましては、妊娠時から出産、子育てまでを一貫した支援でつなぐ伴走型相談支援の充実と経済的支援を一体として実施する事業で、安心して出産、子育てができる環境を整備するものです。経済的支援の対象となりますのは、令和4年4月以降に出産された全ての方で、妊娠届出時に5万円、出生届出後に5万円、合計10万円を支給するものでございます。先ほど申し上げました18節の交付金2,725万円の内訳としましては、令和4年4月から令和5年3月までの出生児210人分、令和4年12月以降出産予定の妊婦55人分、12月以降の妊娠届出予定者を70人分として計上したものでございます。

以上で、「令和4年度上三川町一般会計補正予算（第5号）」の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、海老原君。

○7番【海老原友子君】 この伴走型の子育て支援というのは、先ほどの課長の説明だと、「妊娠のときに5万円、出産のときに5万円というふうなことを渡す」という話だったんですけども、政府としては、それだけではなくて、妊婦が困ったときに介助をしてもらえる人とか、それからちょっと休みたいからどこかで休憩を取りたいとか、そういう伴走をするという、お金だけではなくて、その妊婦たちの周りのことも含めての子育て支援、応援ということをちょっと聞いてるんですけども、そういう対策として町は妊婦さんに5万円、出産時に5万円だけ渡したことで終わりという形ではないですよ。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 今回の事業に関しましては、あくまで伴走型の相談支援と経済的支援を一体として実施するということになっております。伴走型相談支援のときには、妊娠届出時と、また妊娠後期、8カ月頃と出産時期の3回のタイミングで、妊産婦に対して面談とかアンケートを実施して、相談支援とか、あとは情報提供などを行っていきます。今回、交付金を実施するわけなんですけれども、その交付金を受け取るには、そういった面談とか、アンケートが必要となっておりますので、妊産婦と支援者が必然的に顔を合わせる機会となりますし、そういったことで相談支援の充実が図られるということを狙いとして実施されるものです。当然、今現時点でも、妊娠届出時、それから出産後、妊娠8カ月のときには、妊産婦のときにアプローチを図っておりますので、それを充実させていく形で実施はしていくものと考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 国としてはですね、フォローをしていく人たち、町としてのフォローしていく人たちの、保健師とかそれから看護師とか、そういう人たちの手が足りない分のそういう補助もしていくというような話もちょっと聞いてるんですけども、そういう人材、経済的なことだけではなくて、伴走するための人材はどのように考えているのでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 現時点ではですね、国のほうからまだ概要しか来ておりませんので、詳細についてはこれから確認を進めていくところですけども、先ほど申し上げましたとおり、既に妊娠届出時、それから妊娠8カ月児の電話相談、それから妊娠後についても、アンケートや面談、赤ちゃん訪問などを実施しているところでありまして、それを今後どういうふうに拡充していくかというところは、今後国の要綱等を見ながら、よく検討はしていきたいというふうに考えております。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第68号「令和4年度上三川町一般会計補正予算(第5号)」について、原案のとおり決定する

ことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議長【高橋正昭君】 日程第2、「常任委員会視察研修結果報告について」を議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。5番、総務文教常任委員長、小川公威君。

(5番・総務文教常任委員長 小川公威君 登壇)

○5番・総務文教常任委員長【小川公威君】 総務文教常任委員会は11月10日及び11日の2日間、岩手県大槌町では「小中一貫教育について」、釜石市では「防災教育について」及び「災害廃棄物の処理について」の視察研修をまいりました。

1日目の大槌町は、岩手県三陸沿岸部のほぼ中央に位置し、人口約1万1,000人の自然豊かな町であります。2011年3月に発生した東日本大震災にて甚大な被害を受け、11年が経過した現在も被災者の心のケア等を含め、本当の意味での復興はいまだ道半ばであるとのことでした。

現在、大槌町には、施設一体型義務教育学校の「大槌学園」と、施設分離型の併設型小中一貫教育校「吉里吉里学園」の2つの異なるタイプの小中一貫教育校が存在し、学校・家庭・地域が協働して、それぞれ特色のある学びが実践されております。なぜ一つの町に二つの異なるタイプの小中一貫教育校が存在するかというと、「大槌学園」は、震災により四つの小学校と一つの中学校の校舎が壊滅してしまい、またコミュニティーも崩壊してしまったため、その五つの学校を統合し、新たに施設一体型義務教育学校「大槌学園」として開校したとのこと。一方の「吉里吉里学園」は、幸い校舎の壊滅を逃れ、既存のコミュニティーも残っていたため、それをベースに新たに施設分離型の小中一貫教育校「吉里吉里学園」として開校したとのこと。

小中一貫教育導入の最大のメリットとしては、小学校、中学校の9年間を通した教育課程、指導体制の下、発達段階を考慮した前期4年のホップ期、中期3年のステップ期、後期2年のジャンプ期の4-3-2期制を採用することにより、中1ギャップ等の段差が小さくなり、きめ細やかに子供たちの成長を見守れるとのこと。

また、2019年に制定した「大槌町子どもの学び基本条例」には、0歳から18歳までの適切かつ一貫した教育支援の必要性が示されており、小中一貫教育にとどめず、スムーズな幼小接続、中高接続にも取り組んでいることに深く感銘を受けました。

本町においても、今後、児童生徒数の減少が予想されることから、これからの子供たちにとって望ましい教育環境はどのようなものなのか検討していく上で、今回の視察研修は大変参考になりました。

2日目の釜石市は、大槌町の南に隣接し、人口約3万1,000人の漁業と工業が複合した市であります。釜石市も、東日本大震災により甚大な被害を受けましたが、被災地域におけるハード面の復興・復旧は約10年間でおおむね終了し、現在は、これからの新しいまちづくりに向け、様々な取り組みをしている段階であるとのことでした。

震災時、釜石市の小中学校に通う子供たちはほぼ全員が避難し、津波を逃れました。市内

で1,000人を超える死者・行方不明者が出る中、小中学生の99.8%が無事だったのは、「釜石の奇跡」と呼ばれ、メディアにも取り上げられました。なぜ奇跡は起きたのか。実は、釜石市は震災前から「防災教育」に取り組んでおり、子供たちはそれに倣い行動した結果であり、奇跡ではないとのことでした。

防災教育に取り組んだ経緯は、当時10年以内に99%の確率で宮城県沖地震が発生すると言われていたにもかかわらず、地域の防災訓練への児童生徒・地域住民の参加が少ないなど、地域住民全体の災害に対する危機感や備えの重要性に対する認識が薄かったことから、まず防災教育を実践するためのプログラムを作成し、その実践によって児童生徒のみならず、保護者や地域住民の防災の意識向上を図ることから始めたとのことでした。

現在では、小中学校ごとに保護者や地域住民と連携を図りながら避難訓練や引渡し訓練等を行うなど、様々な取り組みを行っており、また、防災教育の核として、「自他の命を守るために、主体的に行動できる子ども」を育てるため、「いのちの教育」を推薦しているとのことでした。

本町においても、2019年の台風19号により甚大な被害を受けました。その後、様々な対策を講じているところですが、近年の異常気象を考えると、ハード面の整備だけでは限界があり、今後は防災教育などのソフト面の整備も重要になると思いますので、大変有意義な視察研修となりました。

以上、視察研修結果報告といたします。

令和4年12月9日、総務文教常任委員長、小川公威。

○議長【高橋正昭君】 次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。7番、産業厚生常任委員長、海老原友子君。

(7番・産業厚生常任委員長 海老原友子君 登壇)

○7番・産業厚生常任委員長【海老原友子君】 産業厚生常任委員会は、10月19日及び20日の2日間、大阪府豊能町、及び奈良県橿原市において、コロナ対策を行った上で視察研修をしてまいりました。

1日目に視察した豊能町は大阪府の北部に位置し、人口は約1万8,700人の「田舎の顔」と「町の顔」を併せ持った町です。

豊能町では、高齢者対策スマホアプリ「とよのんコンシェルジュ」について研修を行いました。

高齢化率45%の豊能町は、「誰も取り残されない」の観点から、高齢者のスマホ保有率が7割であることに目を向けて、スマホを使い、高齢化の課題を解決しようと取り組みを開始しています。取り組みとしては、アプリの利用につなげるため、関心を高める、インセンティブを付与する、意欲を高める、サービスを拡充させるとした動機づけを段階的に行っております。利用希望者からの相談に応えるための、「よろず相談所」を毎週金曜日、土曜日に開催し、困り事の解決に当てており、「アプリをインストールしたい」、「デジタル商品券を申込みたい」、「メールの使い方を知りたい」など少しずつ相談者が増えているとのことでした。

また、スマホ講座も年30回実施しており、毎回定員満員となっております。講座を継続的に実施していくために、地域ベンチャーとの連携や有償ボランティア及び学生にも運営に携わってもらっています。

「とよのんコンシェルジュ」は運用を開始したばかりですが、将来的には「とよのんコンシェルジュ」を基盤にサービスがつながることで、「町民の生活スタイルを変えるインパクトをつくる」との話を伺いました。

今後の課題としては、インストール数が1,400人（18歳以上の町民の約8%）であることから、もっとサービスを拡充していく必要があるとのことでした。

本町においても、アプリを使った高齢者支援の施策が増え、アプリで「かみたん」を呼んだり、FUN+WALKに参加するなど、便利な事や楽しい事が広がっていくことを望む研修になりました。

2日目に視察した橿原市は、奈良県のほぼ中央に位置し、人口は約12万2,000人の市です。

橿原市では、資源を活かしたまちづくり「今井町の町並み」について研修を行いました。今回視察した今井町は、重要伝統的建造物群保存地区で、かつて「大和の金は今井に七分」と言われるほど繁栄した町と言われ、現在も500件もの町家が連なっています。

町並みの保存制度は、昭和50年の文化財保護法改正により発足した制度で、「周囲の環境と一体を成して歴史的風致を形成している伝統的な建造物の「群」で価値の高いもの」として、地区全体を「面的に保存する」ものです。

保存の取り組みを推進に当たり、地区住民からの要望は、むやみやたらに商業化はしない、商業地化はせずに関静な住宅地として町を保存する、地区内のインフラ整備を確実に実施するということが上っており、約30年経過した現在もこの基本方針は変わっていないとのことでした。

町並みを保存するため、地区内の建物の修理・修景等を行う場合は、規制・基準はありますが、国等の補助金を利用しています。

修理・修景事業の効果は1年当たりでは10件程度のため、短期的にはその効果は分かりにくいですが、30年以上事業を積み重ねた結果、現在まで390件の修理・修景事業を実施し、明らかな町並みの変化が見られています。

保存事業により地区内の課題である空き家対策においても、学童保育事業、ゲストハウス、レストラン、宿泊施設などへの活用につなげたりしています。

最後に、今後も保存事業を進める中で、人のつながりを大切にし、次世代の子供たちへの継承をしながら、町のにぎわい、活気を取り戻し、地域の活性化につなげていきたいとの話を聞くことができました。

研修を終え、今井町の町並みを散策してみると、守られてきた伝統を今に伝える奇跡の町「今井町」、そこには人の暮らしがあり静かな時が流れていました。本町にも国登録有形文化財の生沼家住宅があります。保存しながらも、町民の生活の中に息づく文化遺産の使い途を共に考えていきたいと思いました。

以上で視察研修報告といたします。

令和4年12月9日、産業厚生常任委員長、海老原友子。

○議長【高橋正昭君】 常任委員会視察研修結果報告を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第3、「議員の派遣について」を議題といたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。御異議ありません。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、議員の派遣についてはお手元に配付のとおり、派遣することに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 日程第4、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 以上で、本定例会の案件は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言の申出がありますので許します。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 令和4年第5回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、11月30日から12月9日までの10日間にわたり開会され、この間、報告事項や専決案件、条例関係、議決案件、補正予算など21案件を上程いたしました。いずれの案件につきましても、終始、積極的な御審議をいただき、原案どおり可決・決定をいただき、ここに厚くお礼を申し上げます。

可決をいただきました議案の執行に当たりましては、細心の注意を払ってまいり所存でございます。今後とも議員の皆様におかれましては、なお一層の御指導と御鞭撻のほどをお願い申し上げ、議会閉会に当たりましての私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長【高橋正昭君】 閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、11月30日から本日まで10日間にわたり開催され、議員各位には、提出されました多数の重要議案につきましても、終始、慎重かつ熱心に御審議いただき、また、議会運営に御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、委員長報告をはじめ、各議員の意見につきまして十分検討を加えられ、行財政運営に反映されますよう希望し、挨拶といたします。

以上をもちまして、令和4年第5回上三川町議会定例会を閉会いたします。誠にお疲れさまでした。

午前10時47分 閉会